

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	目次 (略) 第2編 風水害及び地震・津波災害対策 (略) 第2章 災害予防対策計画 (略) 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 (略) 第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第11節 保健医療活動計画 (略)	目次 (略) 第2編 風水害及び地震・津波災害対策 (略) 第2章 災害予防対策計画 (略) 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 (略) 第5項 救助・救急、消防及び保健医療福祉活動体制の整備 (略) 第3章 災害応急対策計画 (略) 第11節 保健医療福祉活動計画 (略)	
	第1章 本市における災害の特性 第1節 これまでの風水害被害と計画の前提	第1章 本市における災害の特性 第1節 これまでの風水害被害と計画の前提	
27	1 大雨 (2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨 イ 1962(昭37)年7月7日～8日の大雨 済州等南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。 (略)	1 大雨 (2) 佐賀県に被害をもたらした主な大雨 イ 1962(昭37)年7月7日～8日の大雨 済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。 (略)	【市修正】 誤字修正
28	カ 2019(令和元)年8月27日～28日の大雨(令和元年佐賀豪雨)8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者4名、<u>意識不明を含む</u>重傷者2名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊756棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。 キ 2021(令和3)年8月11日～19日の大雨(令和3年8月の大雨) (略) 人的被害は軽傷者が4名、住家の被害は、全壊5棟、半壊<u>1,084</u>棟、一部破損<u>19</u>棟、床上浸水<u>270</u>棟、床下浸水<u>2,045</u>棟に及んだ。<u>(令和4年2月16日現在)</u> (新設)	カ 2019(令和元)年8月27日～28日の大雨(令和元年佐賀豪雨)8月26日から29日にかけて対馬海峡付近から東日本に停滞した前線の活発な活動により東シナ海から九州北部地方にかけて広範囲で線状降水帯が発生し、28日午前4時前後には県内各地で1時間に100mmを超える猛烈な雨が観測され、8月28日午前5時50分に佐賀県、福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報が発表された。8月26日から30日までの5日間の総降水量は佐賀市富士町で656mmに達し、県内では武雄市、大町町、多久市、小城市、佐賀市を中心として死者4名、重傷者2名、住家の被害は、全壊87棟、大規模半壊107棟、半壊756棟、床上浸水773棟、床下浸水4,310棟に及んだ。 キ 2021(令和3)年8月11日～19日の大雨(令和3年8月の大雨) (略) 人的被害は軽傷者が4名、住家の被害は、全壊5棟、半壊<u>1,168</u>棟、一部破損<u>25</u>棟、床上浸水<u>298</u>棟、床下浸水<u>2,090</u>棟に及んだ。 <u>ク 2023(令和5)年7月7日～10日の大雨(令和5年7月九州北部豪雨)</u> <u>7月7日から10日にかけて梅雨前線が九州付近に停滞し、太平洋高気圧の周辺から梅雨前線に向かって暖かく湿った空気の流れ込みが継続したため、九州では大気の状態が非常に不安定な状況となった。</u> <u>佐賀県では、7月7日の朝から局地的に雷を伴った非常に激しい雨や激しい雨が断続的に降り、10日未明から明け方にかけて、唐津市付近と佐賀市付近では1時間に80ミリ以上の猛烈な雨を解析した。また、10日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、午前5時39分と午前8時10分に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。</u> <u>この一連の大雨で、7月7日から10日までの期間降水量は鳥栖(鳥栖市)で490.5mm、北山(佐賀市)で423.0mmを観測した。また北山(佐賀市)では、3時間降水量132.</u>	【県地域防災計画に整合】 発生災害の追加

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
		<u>5mm、6時間降水量225.5mmを観測し、観測史上1位の記録を更新した。</u> <u>人的被害は死者が3名、軽傷者が1名、住家被害は、住家の被害は、全壊4棟、半壊6棟、一部破損35棟、床上浸水18棟、床下浸水81棟に及んだ。（令和5年11月29日現在）</u>	
29	2 台風による暴風雨 （1）概要 本県は、台風が来襲する頻度が高い。 台風は平均（統計期間： <u>1981～2010年</u> ）すると1年間に <u>約26個</u> 発生しており、その中の <u>約11個</u> が日本の300km以内に接近し、更にその中の <u>約3個</u> が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近し、 <u>その中の約1個が九州に上陸し</u> ている。（略）	2 台風による暴風雨 （1）概要 本県は、台風が来襲する頻度が高い。 台風は平均（統計期間： <u>1991～2020年</u> ）すると1年間に <u>約25個</u> 発生しており、その中の <u>約12個</u> が日本の300km以内に接近し、更にその中の <u>約4個</u> が上陸している。九州北部地方には約3個の台風が接近している。（略）	【県地域防災計画に整合】
34	7 計画の前提 この計画の前提は、次に示すとおりとする。 （1） 豪雨・大雨（洪水） <u>1962, 1990, 2018, 2021年</u> の記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。	7 計画の前提 この計画の前提は、次に示すとおりとする。 （1） 豪雨・大雨（洪水） <u>1962（昭27）、1990（平2）、2018（令元）、2021（令3）、2023（令5）年</u> の記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。	【県地域防災計画に整合】 対象災害の追加に伴う追記
	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり	第2章 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり	
48	（略） 市及び県は、 <u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u> 、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の <u>是正指導</u> を行うものとする。 <u>また</u> 、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	（略） 市及び県は、 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。</u> <u>また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u> を行うものとする。 <u>さらに</u> 、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
	第4項 風水害に強い土地利用	第4項 風水害に強い土地利用	
62	第4項 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 （新設）	第4項 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。 <u>また、県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第1節 安全・安心なまちづくり 第7項 都市の防災構造の強化	第1節 安全・安心なまちづくり 第7項 都市の防災構造の強化	
65	(略) 2 都市の再開発の促進 (1) 土地区画整理事業の <u>推進</u> 市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を <u>推進</u> する。 (2) 市街地再開発事業等の <u>推進</u> 市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を <u>推進</u> することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくり <u>を推進する</u> 。	2 都市の再開発の促進 (1) 土地区画整理事業の <u>活用</u> 市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を <u>活用</u> する。 (2) 市街地再開発事業等の <u>活用</u> 市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を <u>活用</u> することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくり <u>に努める</u> 。	【市修正】
	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第1項 情報の収集、連絡・伝達及び応急体制の整備等	
66	(略) また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。	(略) また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐災性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める <u>とともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を通じ、防災関係機関との情報共有化に努めるものとする。</u>	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
66	(略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 <u>また、市は、関係機関と防災情報を共有するために防災情報の形式を標準化し、集約のできように努める。</u> なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることが出来る仕組みの構築に努める。 県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。	(略) 1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 (1) 情報の収集、連絡・伝達体制の整備 市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。 <u>国〔内閣府等〕、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。また、国〔内閣府等〕は、本システムを中核に防災情報を共有し災害対応を行うことができる「防災デジタルプラットフォーム」の構築を図るものとする。</u> なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることが出来る仕組みの構築に努める。 県は、発災時に行方不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。	【国基本計画にて修正】
67	(略) (3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等 (略) また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。 (新設)	(略) (3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等 (略) また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、旅行者等情報が入手困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか携帯端末の緊急速報メール機能、防災ネットあんあん、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM）、ワンセグ放送等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化とともに災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。 <u>市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進</u>	現在の整備状況に伴う修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
69	(新設) (略) 2 震度情報ネットワークシステムの充実 (略) 【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】 震度階級“<u>4</u>”以上が1箇所でも発生した場合、当該震度を含み全市町村分のデータ 消防庁 全国市町村の震度<u>4</u>以上のデータ 市町村(23) 消防本部(7) 県現地機関	<u>その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> (略) 2 震度情報ネットワークシステムの充実 (略) 【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】 震度階級“<u>3</u>”以上が1箇所でも発生した場合、当該震度を含み全市町村分のデータ 消防庁 全国市町村の震度<u>3</u>以上のデータ 市町村(20) 消防本部(5) 県現地機関	
70	4 電気通信事業者による体制等 (1) 電気通信事業者による通信網の整備 電気通信事業者は、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水並びに耐震及び耐火構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進する。	4 電気通信事業者による体制等 (1) 電気通信事業者による通信網の整備 電気通信事業者は、災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐水並びに耐震及び耐火構造化を行うとともに、主要な伝送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信輻輳対策の推進などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進する<u>ものとし、特に、市の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。</u>	
71	(略) ○携帯電話・PHS各社 災害用伝言板 携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。	(略) ○携帯電話各社 災害用伝言板 携帯電話・スマートフォンのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話番号をもとにして全国から伝言を確認できる。	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備	第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進 第2項 防災活動体制の整備	
73	(略) 5 道の駅「うれしの まるく」の防災拠点としての整備 市は、防災機能を有する道の駅を整備し、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。 《主な機能》 ○ 避難場所 ○ 情報発信拠点 ○ 緊急物資の基地機能 ○ 警察・消防・自衛隊等の活動拠点	(略) 5 道の駅「うれしの まるく」の防災拠点としての機能 市は、防災機能を有する道の駅を、広域的な地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。 《主な機能》 ○ 避難場所 ○ 情報発信拠点 ○ 緊急物資の基地機能 ○ 警察・消防・自衛隊等の活動拠点	【市修正】
	第3項 相互の連携体制、広域防災体制の強化	第3項 相互の連携体制、広域防火体制の強化	
75	3 保健医療分野の受援体制 県は、保健医療分野において、保健医療活動総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。 また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。	3 保健医療分野の受援体制 県は、保健医療分野において、保健医療福祉活動の総合調整のために厚生労働省が定めた他都道府県職員等から構成される災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の受援体制を整備する。 また、県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
76	(次項) (略) 5 受援計画等の策定 各防災機関は、災害の規模や被災地域のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとする。 市及び県は、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 (略)	(次項) (略) 5 受援計画等の策定 各防災機関は、災害の規模や被災地域のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努めるものとする。 市及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。この時には会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>さらに、市は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> (略)	【国基本計画にて修正】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第5項 救助・救急、消防及び保健医療活動体制の整備	第5項 救助・救急、消防及び保健医療 福祉 活動体制の整備	
83	4 保健医療活動体制の整備 (1) 災害時保健医療活動体制の整備 市は、消防署と保健医療機関、及び保健医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。	4 保健医療 福祉 活動体制の整備 (1) 災害時保健医療 福祉 活動体制の整備 市は、消防署と保健医療機関、及び保健医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
	第6項 緊急輸送活動	第6項 緊急輸送活動	
85	1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 (略) また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。	1 緊急輸送ネットワークの形成及び輸送機能の強化 (略) また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議のうえ、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対し周知を図るものとする。 <u>市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材などを運送事業者等と連携して確保するよう努める。</u>	【国基本計画にて修正】
	第7項 避難及び情報提供活動	第7項 避難及び情報提供活動	
88	1 避難計画 (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、 <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数等について市民等への周知徹底を図るものとする。 (略) 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (新設)	1 避難計画 (略) (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、公園、公民館、学校の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、日頃から指定避難所の場所、収容人数、 <u>家庭動物等の受入れ方法</u> 等について市民等への周知徹底を図るものとする。 (略) 災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 <u>市は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び緊急の避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。	【国基本計画にて修正】
93	イ 指定避難所 (略) ② 機能の強化 (略) 市は、指定避難所における <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u> 感染症対策のため、避難	イ 指定避難所 (略) ② 機能の強化 (略) 市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
95	者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>平常時</u>から防災担当部局と保険福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。 （略） a <u>必要に応じ</u>、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じて電力容量の拡大 b 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸等の他、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 （略） d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス</u>感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立 （5） 指定緊急避難場所及び指定避難所 （略） イ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。 ウ 市は、必要に応じ指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （略）	十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、<u>災害発生前</u>から防災担当部局と保険福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等宿泊施設の活用を含めて検討するよう努めるものとする。 （略） a <u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ</u>、換気、照明など良好な生活環境を確保するための設備の整備とともに必要に応じて電力容量の拡大 b 非常用電源、<u>ガス設備</u>、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>等の他、多機能トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備 （略） d 指定避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資の備蓄・供給体制の確立 （5） 指定緊急避難場所及び指定避難所 （略） イ 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。 ウ 市は、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 （略）	【国基本計画にて修正】
	（次項）	（次項）	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第8項 避難行動要支援者対策の強化	第8項 避難行動要支援者対策の強化	
104	（略） 4 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり （略） （2） 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 （略） エ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 （略） また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 （略） 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	（略） 4 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり （略） （2） 避難行動要支援者名簿と支援体制の整備 （略） エ 避難行動要支援者の全体計画及び個別避難計画等の策定 （略） また、市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、<u>N P O</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪や凍結といった市特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。 （略） 市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
	第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	第10項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達	
108	（略） 1 食料確保の役割分担 （1）市 市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。 （略）	（略） 1 食料確保の役割分担 （1）市 市は、独自では食料、飲料水、生活必需品等の確保が困難となった場合に備え、食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋等の必要な物資についての備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、食料・飲料水・生活必需品等の調達体制の整備を行うとともに、物資調達・輸送調達等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとし、国は〔消防庁〕はこれを支援する。</u> （略）	【国基本計画にて修正】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

[illegible]

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第4節 防災思想・知識の普及 第1項 防災思想・知識の普及	第4節 防災思想・知識の普及 第1項 防災思想・知識の普及	
117	2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 （略） 防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 （略） 防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める <u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める</u> ものとする。	【国基本計画にて修正】
120	（略） (4) 講習会等の開催 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 なお、市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	（略） (4) 講習会等の開催 市は、防災週間、 <u>津波防災の日</u> 、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止に関する総合的な知識の普及に努める。 なお、市は、各地域において防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。	
	第6項 災害ボランティア活動の環境整備等	第6項 災害ボランティア活動の環境整備等	
125	1 災害ボランティア活動の環境整備 （略） また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 （新設） （略）	1 災害ボランティア活動の環境整備 （略） また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、 <u>災害</u> 中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 <u>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u> （略）	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
	第7項 災害教訓の伝承	第7項 災害教訓の伝承	
127	市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 （略）	市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 （略）	【国基本計画にて修正】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																
	第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制	第3章 災害応急対策計画 第1節 活動体制																																																	
132	2 災害対策本部（以下「本部」という。） （略） (3) 設置場所 塩田庁舎2階ホールに置く。 （略）	2 災害対策本部（以下「本部」という。） （略） (3) 設置場所 塩田庁舎2階ホールに置く。 <u>令和8年10月開庁予定である嬉野市庁舎新庁舎では、3階大会議室に置く。</u> （略）	【市修正】																																																
	第2節 風水害発生直前対策 第1項 警報等の伝達等	第2節 風水害発生直前対策 第1項 警報等の伝達等																																																	
139	1 風水害に係る警報等の種類 (1) 気象関係 （略） ウ その他の情報 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布 （略）	1 風水害に係る警報等の種類 (1) 気象関係 （略） ウ その他の情報 土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、顕著な大雨に関する <u>気象</u> 情報、線状降水帯の予測情報、竜巻注意情報、佐賀県気象情報、早期注意情報（警報級の可能性）、 <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）</u> （略）	【県地域防災計画に整合】																																																
140	(5) 避難情報等 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>市民がとるべき行動</td><td>行動を促す情報</td><td>警戒レベル相当情報</td></tr><tr><td>警戒レベル5 (市町が発令)</td><td>命を守る最善の行動</td><td>緊急安全確保</td><td>氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td></tr><tr><td>警戒レベル4 (市町が発令)</td><td>危険な場所から避難</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td></tr><tr><td>警戒レベル3 (市町が発令)</td><td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備</td><td>高齢者等避難</td><td>氾濫警戒情報 洪水警報 等</td></tr><tr><td>警戒レベル2 (気象庁が発表)</td><td>避難行動の確認</td><td>注意報</td><td></td></tr><tr><td>警戒レベル1 (気象庁が発表)</td><td>心構えを高める</td><td>早期注意情報</td><td></td></tr></table>	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報 等	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	注意報		警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		(5) 避難情報等 <table><tr><td>警戒レベル</td><td>市民がとるべき行動</td><td>行動を促す情報</td><td>警戒レベル相当情報</td></tr><tr><td>警戒レベル5 (市町が発令)</td><td>命を守る最善の行動</td><td>緊急安全確保</td><td>氾濫発生情報 大雨特別警報 等</td></tr><tr><td>警戒レベル4 (市町が発令)</td><td>危険な場所から避難</td><td>避難指示</td><td>氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等</td></tr><tr><td>警戒レベル3 (市町が発令)</td><td>危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備</td><td>高齢者等避難</td><td>氾濫警戒情報 <u>大雨</u>・洪水警報 等</td></tr><tr><td>警戒レベル2 (気象庁が発表)</td><td>避難行動の確認</td><td><u>大雨・洪水</u>注意報</td><td><u>氾濫注意情報</u></td></tr><tr><td>警戒レベル1 (気象庁が発表)</td><td>心構えを高める</td><td>早期注意情報</td><td></td></tr></table>	警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報	警戒レベル5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等	警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等	警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>大雨</u> ・洪水警報 等	警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	<u>大雨・洪水</u> 注意報	<u>氾濫注意情報</u>	警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報		【県地域防災計画に整合】
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等																																																
警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																																
警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 洪水警報 等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	注意報																																																	
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
警戒レベル	市民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報																																																
警戒レベル5 (市町が発令)	命を守る最善の行動	緊急安全確保	氾濫発生情報 大雨特別警報 等																																																
警戒レベル4 (市町が発令)	危険な場所から避難	避難指示	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等																																																
警戒レベル3 (市町が発令)	危険な場所から高齢者等は避難 他の市民は準備	高齢者等避難	氾濫警戒情報 <u>大雨</u> ・洪水警報 等																																																
警戒レベル2 (気象庁が発表)	避難行動の確認	<u>大雨・洪水</u> 注意報	<u>氾濫注意情報</u>																																																
警戒レベル1 (気象庁が発表)	心構えを高める	早期注意情報																																																	
	(次項)	(次項)																																																	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
141	2 警報等の伝達 (略) (1) 気象関係	2 警報等の伝達 (略) (1) 気象関係	【県地域防災計画に整合】
	第3節 地震の情報伝達	第3節 地震の情報伝達	
144	第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類 地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。 1 緊急地震速報（警報） 気象庁は、震度5弱以上<u>の揺れが予想された場合</u>又は長周期地震動階級3以上<u>を</u>予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6以上<u>の揺れを予測した緊急地震速報（警報）は、地震動</u>特別警報に位置づけ<u>される</u>。 また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して市民に伝達される。 ※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源地付近で強い揺れの到達に間に合わない。 (略) (次項)	第1項 緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類 地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。 1 緊急地震速報（警報） 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上<u>の揺れが</u>予想された場合に、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対して緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、<u>緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4以上の揺れが予想される場合のもの</u><u>を</u>特別警報に位置づけ<u>ている</u>。 また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して市民に伝達される。 ※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源地付近で強い揺れの到達に<u>原理的に</u>間に合わない。 (略) (次項)	【県地域防災計画に整合】 佐賀地方気象台からの意見に基づく修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																			
145	2 地震情報の種類、発表基準と その内容 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地区に区分）と地震による揺れの検知時刻を発表。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度に関する情報</td><td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td></tr><tr><td>各地の震度に関する情報</td><td>・震度1以上</td><td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度3以上</td><td>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発表から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</td></tr><tr><td>遠地地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地区に区分）と地震による揺れの検知時刻を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発表から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	2 地震情報の種類、発表基準と その内容 <table><tr><th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td>震度速報</td><td>・震度3以上</td><td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表。</td></tr><tr><td>震源に関する情報</td><td>・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）</td><td>「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</td></tr><tr><td>震源・震度情報</td><td>・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時</td><td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表、 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</td></tr><tr><td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</td></tr><tr><td>長周期地震動に関する観測情報</td><td>・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</td><td>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</td></tr><tr><td>遠地地震に関する情報</td><td>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</td><td>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模の噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</td></tr><tr><td>その他の情報</td><td>・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等</td><td>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</td></tr></table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表。	震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。	震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表、 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模の噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。	佐賀地方気象台からの意見に基づく修正 （表差替え）
地震情報の種類	発表基準	内容																																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地区に区分）と地震による揺れの検知時刻を発表。																																																				
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																																				
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																																																				
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。																																																				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																				
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発表から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。																																																				
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。																																																				
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																				
地震情報の種類	発表基準	内容																																																				
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表。																																																				
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。																																																				
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表、 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。																																																				
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方毎に推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。																																																				
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。																																																				
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模の噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表																																																				
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。																																																				

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																														
	第４節　災害情報の収集・連絡、報告	第４節　災害情報の収集・連絡、報告																															
151	（略） 　県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、<u>安否</u>不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞込みに努めるものとする。 　また、市は、法令等に基づき、被害状況等を県及び国に報告する。	（略） 　県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、<u>行方</u>不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞込みに努めるものとする。 　また、市は、法令等に基づき、被害状況等を県及び国に報告する。	【県地域防災計画に整合】																														
	第４節　災害情報の収集・連絡、報告 第３項　被害状況等の報告	第４節　災害情報の収集・連絡、報告 第３項　被害状況等の報告																															
158	（略） ２　報告の要領 （略） （３）　報告の要領 （略） 《連絡窓口》 佐賀県 <table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>平日（８：３０～１７：１５） 県危機管理防災課 （総括対策部）</th><th>左記以外 宿直室</th></tr><tr><th colspan="2">回線別</th><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ＮＴＴ 回線</td><td>ＴＥＬ</td><td>０９５２－２５－７３６２</td><td><u>０９５２－２４－２１１１</u></td></tr><tr><td>ＦＡＸ</td><td>０９５２－２５－７２６２</td><td></td></tr></table>	区　分		平日（８：３０～１７：１５） 県危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 宿直室	回線別				ＮＴＴ 回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７３６２	<u>０９５２－２４－２１１１</u>	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２		略） ２　報告の要領 （略） （３）　報告の要領 （略） 《連絡窓口》 佐賀県 <table><tr><th colspan="2">区　分</th><th>平日（８：３０～１７：１５） 県危機管理防災課 （総括対策部）</th><th>左記以外 宿直室</th></tr><tr><th colspan="2">回線別</th><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">ＮＴＴ 回線</td><td>ＴＥＬ</td><td>０９５２－２５－７３６２ <u>（０９５２－２５－７１０７）</u></td><td><u>０９５２－２４－３８４２</u></td></tr><tr><td>ＦＡＸ</td><td>０９５２－２５－７２６２</td><td></td></tr></table>	区　分		平日（８：３０～１７：１５） 県危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 宿直室	回線別				ＮＴＴ 回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７３６２ <u>（０９５２－２５－７１０７）</u>	<u>０９５２－２４－３８４２</u>	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２		【県地域防災計画に整合】 修正・追記
区　分		平日（８：３０～１７：１５） 県危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 宿直室																														
回線別																																	
ＮＴＴ 回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７３６２	<u>０９５２－２４－２１１１</u>																														
	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２																															
区　分		平日（８：３０～１７：１５） 県危機管理防災課 （総括対策部）	左記以外 宿直室																														
回線別																																	
ＮＴＴ 回線	ＴＥＬ	０９５２－２５－７３６２ <u>（０９５２－２５－７１０７）</u>	<u>０９５２－２４－３８４２</u>																														
	ＦＡＸ	０９５２－２５－７２６２																															
	第７節　自衛隊災害派遣要請計画 第４項　自衛隊の活動範囲	第７節　自衛隊災害派遣要請計画 第４項　自衛隊の活動範囲																															
166	<table><tr><th>活動項目</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>炊飯及び</u>給水</td><td>被災者に対し、<u>炊飯及び</u>給水を<u>行う</u>。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	活動項目	活動内容	（略）	（略）	<u>炊飯及び</u> 給水	被災者に対し、 <u>炊飯及び</u> 給水を <u>行う</u> 。	（略）	（略）	<table><tr><th>活動項目</th><th>活動内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>給食、</u>給水<u>及び入浴支援</u></td><td>被災者に対し、<u>給食、</u>給水<u>及び入浴支援</u>を<u>実施する</u>。</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	活動項目	活動内容	（略）	（略）	<u>給食、</u> 給水 <u>及び入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>給食、</u> 給水 <u>及び入浴支援</u> を <u>実施する</u> 。	（略）	（略）	【県地域防災計画に整合】 防衛省防災業務計画との整合に伴う修正														
活動項目	活動内容																																
（略）	（略）																																
<u>炊飯及び</u> 給水	被災者に対し、 <u>炊飯及び</u> 給水を <u>行う</u> 。																																
（略）	（略）																																
活動項目	活動内容																																
（略）	（略）																																
<u>給食、</u> 給水 <u>及び入浴支援</u>	被災者に対し、 <u>給食、</u> 給水 <u>及び入浴支援</u> を <u>実施する</u> 。																																
（略）	（略）																																

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第8節 応援協力体制 第1項 相互協力体制	第8節 応援協力体制 第1項 相互協力体制	
172	1 市が実施する措置 (1) 他の市町への応援要請（略） (2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請 市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。 県は、要請を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。	1 市が実施する措置 (1) 他の市町への応援要請（略） (2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請 市町又は消防機関は、必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」、「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」、<u>「佐賀県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画」</u>又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、県に対し、要請の連絡を行う。 県は、要請の連絡を受け、必要と認めた場合、直ちに消防庁に対し要請を行う。	【県地域防災計画に整合】
	【緊急消防援助隊の要請図】 <pre>graph TD A[災害発生現場] -- 伝達 --> B[現地最高指揮者] B -- 伝達 --> C[市長要請] C -- 報告 --> D[要請側消防機関消防長] D -- 指示 --> C C -- 要請 --> E[要請側県知事] D -- 連絡協議 --> E E -- 連絡協議 --> F[要請側代表消防機関消防長] F -- 連絡 --> G[消防庁長官] G -- 要請 --> E G -- 措置要求又は指示 --> H[応援側代表消防機関消防長] H -- 連絡 --> I[応援側消防機関消防長] I -- 連絡協議 --> J[市長要請] J -- 報告 --> K[緊急消防援助隊出動]</pre>	【緊急消防援助隊の要請系統図】 <pre>graph TD A[消防庁長官] B[受援知事] C[応援知事] D[受援市町長] E[応援市町村] F[応援消防長] G[代表消防機関消防長] A -- ② 応援要請 --> B B -- ⑥ 応援決定通知 --> A B -- ⑧ 出動隊数通知 --> A A -- ⑤ 出動の求め又は指示 --> C C -- ⑦ 出動隊数報告 --> A C -- ③ 出動可能隊数報告及び出動準備依頼 --> A A -- ④ 出動可能隊数報告 --> C B -- ① 応援要請の連絡 --> D D -- ⑥ 応援決定通知 --> B C -- ⑤ 出動の求め又は指示 --> E E -- ⑦ 出動隊数報告 --> C C -- ③ 出動可能隊数報告及び出動準備依頼 --> C C -- ④ 出動可能隊数報告 --> F F -- ⑦ 出動隊数報告 --> G G -- ④ 出動可能隊数報告 --> F</pre>	要請系統図の変更に伴う修正 （フロー全部差し替え）

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
173	<広域航空消防応援の要請図> ③応援要請（必要事項の通報を含む） ②要請の指示 ①要請したい旨の報告 ④応援要請する旨の連絡、必要事項の通報 ⑤応援要請 ⑥出動求め・指示 ⑦出動求め・指示 ⑧応援可能な旨の連絡 ⑨応援決定の指示 ⑩応援決定通知 ⑪応援決定通知 ⑫応援を決定した旨の連絡 ⑬応援決定通知 ⑭応援決定通知	<広域航空消防応援の要請及び決定通知ルート> ③応援要請（必要事項の通報を含む） ②要請の指示 ①要請したい旨の報告 ④応援要請する旨の連絡、必要事項の通報 ⑤応援要請 ⑥応援要請 ⑦応援要請 (応援側消防長を通じて) ⑧応援可能な旨の報告 ⑨応援決定の指示 ⑩応援決定通知 ⑪応援決定通知 ⑫応援を決定した旨の連絡 ⑬応援決定通知 ⑭応援決定通知	【県地域防災計画に整合】 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の記載内容との整合に伴う修正
	第10節 救助活動計画 第2項 救助活動	第10節 救助活動計画 第2項 救助活動	
180	1 消防署及び市（略） (2) 応援要請 ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。 イ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。 (新設) ウ 市又は消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。 エ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。	1 消防署及び市（略） (2) 応援要請 ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。 イ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。 ウ <u>市又は消防署は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u> エ 市又は消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援について、要請の連絡を行う。 オ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。	【県地域防災計画に整合】 実態との整合に伴う追記、付番修正、文言修正

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
180	(略) 3 県 (略) (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。 (新設) <u>(2)</u> 他の市町に対し、応援を指示する。 <u>(3)</u> 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。 <u>(4)</u> 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 <u>(5)</u> 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。	(略) 3 県 (略) (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。 <u>(2) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。</u> <u>(3)</u> 他の市町に対し、応援を指示する。 <u>(4)</u> 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。 <u>(5)</u> 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 <u>(6)</u> 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。	【県地域防災計画に整合】 実態との整合に伴う追記、付番修正
	第11節 保健医療活動計画 第1項 保健医療活動	第11節 保健医療 <u>福祉</u> 活動計画 第1項 保健医療 <u>福祉</u> 活動	【国・県修正】 追記
182	1 医療機関における保健医療活動の確保 (1) 公的医療機関 災害時に、市は、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターにおいて必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して保健医療活動を行う。 また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して保健医療活動の協力を求める。 (2) 民間医療機関 鹿島藤津地区医師会は、災害時に市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、保健医療活動の確保を図るよう要請する。	1 医療機関における保健医療<u>福祉</u>活動の確保 (1) 公的医療機関 災害時に、市は、独立行政法人国立病院機構嬉野医療センターにおいて必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して保健医療<u>福祉</u>活動を行う。 また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して保健医療<u>福祉</u>活動の協力を求める。 (2) 民間医療機関 鹿島藤津地区医師会は、災害時に市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、保健医療<u>福祉</u>活動の確保を図るよう要請する。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】 追記
	第12節 消防活動計画 第3項 応援の要請	第12節 消防活動計画 第3項 応援の要請	
188	1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 (略) (新設) <u>2</u> 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 消防署、市は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県<u>を通じ消防庁へ</u>、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援<u>を要請する</u>。 (略)	1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請 (略) <u>2 県消防防災ヘリコプターの出動要請</u> <u>市又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u> <u>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる消防活動を実施する。</u> <u>3</u> 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 消防署、市は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県<u>に対し</u>、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援<u>について、要請の連絡を行う</u>。 (略)	【県地域防災計画に整合】 追記

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第13節 救急活動計画	第13節 救急活動計画	
190	(略) 2 搬送手段の確保 (略) 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能 <u>もしくは</u> さらなるヘリが必要な場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。 なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。 (略) 4 応援要請 (1) 近隣、県内の他消防署に対する応援要請 消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、予め締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他の消防署に対し、応援を要請する。要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。 (新設)	(略) 2 搬送手段の確保 (略) 県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターを出動させる。県消防防災ヘリコプターが出動不能 <u>若しくは</u> もしくはさらなるヘリが必要な場合は、「 <u>「防災消防ヘリコプター相互応援協定」</u> 、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援、又は自衛隊に対する災害派遣を要請する。 なお、ドクターヘリについては、「佐賀県ドクターヘリ運航要領」、「福岡県、佐賀県ドクターヘリの相互応援に係る協定」及び「佐賀県、長崎県ドクターヘリの相互応援に係る協定」に基づき、運航するものとする。 (略) 4 応援要請 (1) 近隣、県内の他消防署に対する応援要請 消防本部は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、予め締結している「佐賀県常備消防相互応援協定書」等に基づき、近隣及び県内の他の消防署に対し、応援を要請する。要請を受けた消防署は、可能な限り応援する。 <u>(2) 県消防防災ヘリコプターの出動要請</u> <u>市又は消防機関は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u> <u>県は、要請を受けた場合又は自らヘリコプターが必要と認めた場合は、県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。</u> (3) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 消防署及び市は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県 <u>に対し</u> 、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援 <u>について、要請の連絡を行う。</u> なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する	【県地域防災計画に整合】 協定追記 実態との整合に伴う追記 付番修正 付番修正 文言修正
204	(2) 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請 消防署及び市は、県内の消防力をもってしても対処できない場合は、県 <u>を通じ消防庁へ</u> 、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援 <u>を</u> 要請する。なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。		
	第16節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所の設置・指定避難所の開放・開設運営	第16節 避難計画 第5項 指定緊急避難場所の設置・指定避難所の開放・開設運営	
202	2 指定避難所の運営管理等 (略) また市は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	2 指定避難所の運営管理等 (略) また市は、指定避難所の運営に関し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】 追記
203	(略) (2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況などの把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、 <u>簡易ベッド等の活用状況</u> 、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、	(略) (2) 生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、 <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに</u> 、食事供与の状況、トイレの設置状況などの把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒	【国基本計画にて修正】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
204	し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。 （略） (9) 在宅避難者への配慮 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師などによる巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達などにより、生活環境の確保が図られるように努めることとする。 （新設） （新設）	さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、食中毒発生防止対策の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保、福祉的な支援の実施など</u>、必要な措置を講じるよう努める。 （略） (9) 在宅避難者への配慮 市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師などによる巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達などにより、生活環境の確保が図られるように努めることとする。 <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> （略） (11) ホームレスへの対応 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。	【国基本計画にて修正】
205	（略） (11) ホームレスへの対応 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 （新設）	（略） (11) ホームレスへの対応 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 <u>(12) 家庭動物等への対応</u> <u>市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物等と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</u>	
	第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	第17節 応急住宅対策計画と二次災害の防止活動 第2項 応急仮設住宅の提供及び運営管理等	
207	3 民間賃貸住宅等の活用 応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	3 民間賃貸住宅等の活用 応急住宅については、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	【国基本計画にて修正】
	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画	
213	（略） なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。	（略） なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物等の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。	【国基本計画にて修正】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

[illegible]

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第32節 災害救助法の適用 第5項 救助の種類	第32節 災害救助法の適用 第5項 救助の種類	
245	市長が行う救助の種類 ① 避難所、 <u>応急仮設住宅</u> の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ <u>災害にかかった者</u> の救出 ⑥ <u>災害にかかった</u> 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 遺体の捜索及び処理 ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>物</u> の除去	市長が行う救助の種類 ① 避難所 <u>及び</u> 応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ <u>被災者</u> の救出 ⑥ <u>被災した</u> 住宅の応急修理 ⑦ 学用品の給与 ⑧ 埋葬 ⑨ 遺体の捜索及び処理 ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている <u>もの</u> の除去	【県地域防災計画に整合】 災害救助法記載内容との整合に伴う修正
	第34節 廃棄物の処理計画 第2項 し尿の処理	第34節 廃棄物の処理計画 第2項 し尿の処理	
248	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。	1 仮設トイレの調達、設置、撤去 市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する <u>とともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。</u> この際、洋式トイレを設置するなど、高齢者や障がい者に配慮するものとする。	【国基本計画にて修正】
	第36節 保健衛生計画	第36節 保健衛生計画	
255	災害発生時において、市及び県は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために、必要な行動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 (略)	災害発生時において、市及び県は、指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るために、必要な行動 <u>や福祉的な支援</u> を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。 (略)	【国基本計画にて修正】
	第37節 病虫害防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護等	第37節 病虫害防除、動物の管理等計画 第3項 家庭動物等の保護等	
257	<u>市及び県は、災害発生による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。</u> <u>また、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策について、必要な措置を講じる。</u>	<u>市及び県は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2に定める「特定動物」）の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防な祖衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。</u>	【国基本計画にて修正】
	第40節 孤立地域対策活動	第40節 孤立地域対策活動	
264	(略) 2 緊急物資等の輸送 市は、 <u>陸上輸送が不可能な場合は</u> 、ヘリコプターによる輸送を <u>行うため</u> 、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力を要請する。	(略) 2 緊急物資等の輸送 市は、ヘリコプターによる輸送を <u>含めたあらゆる手段による輸送について</u> 、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力を要請する。	【県地域防災計画に整合】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第41節 生活再建対策	第41節 生活再建対策	
265	(略) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	(略) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により</u> 、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第3項 計画的復興	第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第3項 計画的復興	
273	2 文化財対策 (1) 指定文化財等の復旧 市(教育委員会)及び県(教育委員会)は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。 (略)	2 文化財対策 (1) 指定文化財等の復旧 市及び県(教育委員会等)は、災害発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。 (略)	【県地域防災計画に整合】
	第2節 被災者の生活再建等への支援	第2節 被災者の生活再建等への支援	
274	(略) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	(略) 市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、 <u>災害ケースマネジメントの実施等により</u> 、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
	第5章 津波災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 津波に強い県土の形成	第5章 津波災害対策 第1節 災害予防対策計画 第1項 津波に強い県土の形成	
281	(略) 国〔国土交通省等〕及び地方公共団地は、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。 (新設)	(略) 国〔国土交通省等〕及び地方公共団地は、地域の特性に応じた避難施設、避難経路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。 <u>国〔国土交通省〕は、津波からの緊急時の一時的な避難場所を確保するため、直轄国道の高架区間等を避難場所等として活用するための緊急避難施設を整備するなど、道路における津波への対応を推進するものとする。</u>	【国基本計画にて修正】
	第4項 防災知識の普及	第4項 防災知識の普及	
284	1 防災知識の普及・啓発等 県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 (新設)	1 防災知識の普及・啓発等 県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 <u>この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u>	【国基本計画にて修正】 【県地域防災計画に整合】
285	2 津波防災教育の推進 津波想定区域内の学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴等について継続的	2 津波防災教育の推進 津波想定区域内の学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴等について継	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	な津波防災教育に努める。 県及び市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。 （新設）	続的な津波防災教育に努める。 県及び市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。 <u>この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。</u>	
	第2節 災害応急対策計画 第2項 津波の情報伝達	第2節 災害応急対策計画 第2項 津波の情報伝達	
290	1 大津波警報・津波警報・津波注意報 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、<u>津波による災害の発生が予想される場合には</u>、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、<u>津波警報等発表の時点では</u>、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、<u>津波情報では</u>予想される津波の高さも数値で発表する。 （略） （次項）	1 大津波警報・津波警報・津波注意報 気象庁は、地震が発生した時に<u>は</u>地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を、<u>津波予報区単位で</u>発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。 津波警報とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。 （略） （次項）	【県地域防災計画に整合】

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																
291	津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分 <table><tr><th rowspan="2">警報・ 注意報 の分類</th><th colspan="2">予想される津波の高さ</th><th rowspan="2">とるべき行動</th><th rowspan="2">想定される災害</th></tr><tr><th>数値での発表 (表基準)</th><th>巨大地震の場 合の表現</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波 警 報 (津波特 別警報)</td><td>10m超 (10m<高さ)</td><td rowspan="3">巨 大</td><td rowspan="3">沿岸部や川沿いに いる人は、ただちに 高台や避難ビル等 安全な場所へ避難 する。津波は繰返し 襲ってくるので、警 報が解除されるま で安全な場所から 離れない。</td><td rowspan="3">木造家屋が全・流出し、 人は津波による流れに巻 きこまれる。</td></tr><tr><td>10m (5<高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津 波 警 報</td><td>3m (1m<高さ≤3m)</td><td>高 い</td><td></td><td>標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発 生する。人は津波に巻き 込まれる。</td></tr><tr><td>津 波 注意報</td><td>1m 20cm≤高さ≤1m)</td><td>(表記しな い)</td><td>海の中や海岸付近 は危険なため、海の中 にいる人はただ ちに海から上がっ て、海岸から離れ る。</td><td>海の中では人は速い流れ に巻き込まれる。養殖い かだが流失し小型船舶が 転覆する。</td></tr></table>	警報・ 注意報 の分類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害	数値での発表 (表基準)	巨大地震の場 合の表現	大津波 警 報 (津波特 別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いに いる人は、ただちに 高台や避難ビル等 安全な場所へ避難 する。津波は繰返し 襲ってくるので、警 報が解除されるま で安全な場所から 離れない。	木造家屋が全・流出し、 人は津波による流れに巻 きこまれる。	10m (5<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津 波 警 報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い		標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発 生する。人は津波に巻き 込まれる。	津 波 注意報	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しな い)	海の中や海岸付近 は危険なため、海の中 にいる人はただ ちに海から上がっ て、海岸から離れ る。	海の中では人は速い流れ に巻き込まれる。養殖い かだが流失し小型船舶が 転覆する。	津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分 <table><tr><th rowspan="2">津波警報 等の種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th><th rowspan="2">想定される災害と取るべき行動</th></tr><tr><th>数値での発表 (予想される津波 の高さ区分)</th><th>巨大地震の 場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される津波 の最大浪の高さ が高いところで 3mを超える場合</td><td>10m超 (10m<高さ)</td><td rowspan="3">巨大</td><td rowspan="3">巨大な津波が遅い、木造家屋が全 壊・流失し、人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。</td></tr><tr><td>10m (5<高さ≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<高さ≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される津波 の最大浪の高さ が高いところで 1mを超え、3m以下 の場合</td><td>3m (1m<高さ≤3m)</td><td>高い</td><td>標高の低いところでは津波が襲 い、浸水被害が発生する。人は津波 による流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに高台 や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。</td></tr><tr><td>津波 注意報</td><td>予想される湯並 みの最大浪の高 さが高いところ で0.2m以上、1m以 下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがあ る場合</td><td>1m 20cm≤高さ≤1m)</td><td>(表記しな い)</td><td>海の中では人は速い流れに巻き 込まれ、また、養殖いかだが流失し 小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れる。海水 浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入 ったり海岸に近付いたりしない。</td></tr></table>	津波警報 等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動	数値での発表 (予想される津波 の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表	大津波警報	予想される津波 の最大浪の高さ が高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	巨大な津波が遅い、木造家屋が全 壊・流失し、人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。	10m (5<高さ≤10m)	5m (3m<高さ≤5m)	津波警報	予想される津波 の最大浪の高さ が高いところで 1mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲 い、浸水被害が発生する。人は津波 による流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに高台 や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。	津波 注意報	予想される湯並 みの最大浪の高 さが高いところ で0.2m以上、1m以 下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがあ る場合	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻き 込まれ、また、養殖いかだが流失し 小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れる。海水 浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入 ったり海岸に近付いたりしない。	(表差替え)
警報・ 注意報 の分類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害																																															
	数値での発表 (表基準)	巨大地震の場 合の表現																																																	
大津波 警 報 (津波特 別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨 大	沿岸部や川沿いに いる人は、ただちに 高台や避難ビル等 安全な場所へ避難 する。津波は繰返し 襲ってくるので、警 報が解除されるま で安全な場所から 離れない。	木造家屋が全・流出し、 人は津波による流れに巻 きこまれる。																																															
	10m (5<高さ≤10m)																																																		
	5m (3m<高さ≤5m)																																																		
津 波 警 報	3m (1m<高さ≤3m)	高 い		標高の低いところでは津 波が襲い、浸水被害が発 生する。人は津波に巻き 込まれる。																																															
津 波 注意報	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しな い)	海の中や海岸付近 は危険なため、海の中 にいる人はただ ちに海から上がっ て、海岸から離れ る。	海の中では人は速い流れ に巻き込まれる。養殖い かだが流失し小型船舶が 転覆する。																																															
津波警報 等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される災害と取るべき行動																																															
		数値での発表 (予想される津波 の高さ区分)	巨大地震の 場合の発表																																																
大津波警報	予想される津波 の最大浪の高さ が高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	巨大	巨大な津波が遅い、木造家屋が全 壊・流失し、人は津波による流れに 巻き込まれる。沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高台や津波避難ビ ルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。																																															
		10m (5<高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波 の最大浪の高さ が高いところで 1mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲 い、浸水被害が発生する。人は津波 による流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに高台 や津波避難ビルなど安全な場所へ 避難する。 警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。																																															
津波 注意報	予想される湯並 みの最大浪の高 さが高いところ で0.2m以上、1m以 下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがあ る場合	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しな い)	海の中では人は速い流れに巻き 込まれ、また、養殖いかだが流失し 小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海か ら上がって、海岸から離れる。海水 浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入 ったり海岸に近付いたりしない。																																															
	(次項)	(次項)																																																	

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																				
292	2 津波情報の種類と<u>その</u>内容 <table><tr><th>津波情報の種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時期よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報（*1）</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報（*2）</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。</td></tr></table>	津波情報の種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時期よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。	津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。	沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。	2 津波情報の種類と<u>発表</u>内容 <table><tr><th>津波情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分」の表に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（*1）</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（*2）</td></tr></table>	津波情報の種類	発表内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分」の表に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（*1）	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（*2）	（表差替え）
津波情報の種類	内容																						
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時期よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。																						
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。																						
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。																						
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。																						
津波情報の種類	発表内容																						
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※）や予想される津波の高さ（発表内容は「津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分」の表に記載）を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。																						
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。																						
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。（*1）																						
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（*2）																						
	第2 情報の伝達、防災関係機関	第2 情報の伝達、防災関係機関																					
294	大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。 【大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達】 ※1: 大津波警報、津波警報のみ伝達	大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。 【地震及び津波に関する情報の伝達】 ※1 ()：法定伝達先（気象業務法施行令第8条第1号） ※2 (＝)：大津波警報（特別警報）の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路（気象業務法第15条の2）	【県地域防災計画に整合】 佐賀地方気象台からの意見に基づく修正																				

頁	修正前	修正後	備考
294	【地震及び津波に関する情報の伝達】 ※時間外は、宿直室 ※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた危機管理防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）	削除	佐賀地方気象台からの意見に基づく削除

嬉野市地域防災計画（第2編 風水害及び地震・津波災害対策）の修正に係る新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第3 関係機関による措置事項	第3 関係機関による措置事項	
295	1 気象台 <u>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達</u> <u>ア 気象庁、福岡管区気象台</u> <u>防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、総務省消防庁、NTT西日本またはNTT東日本、NHK福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社</u><u>に通知する。</u> <u>イ 佐賀地方気象台</u> <u>防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、佐賀国道事務所、県に通知する。</u> <u>(2) 地震及び津波に関する情報の伝達</u> <u>佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等</u><u>に通知する。</u> <u>(3) 津波予報区の範囲</u> 予報区・・・佐賀県北部、有明・八代海	1 気象台 (削除) <u>(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達</u> <u>気象庁は、警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、NTT西日本又はNTT東日本、NHKの機関等</u><u>に通知する。</u> <u>(2) 津波予報区の範囲</u> 予報区・・・佐賀県北部、有明・八代海	【県地域防災計画に整合】 佐賀地方気象台からの意見に基づく修正